

平成 28 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要（案）について

平成 29 年 10 月 27 日
個人情報保護委員会

1. 平成 28 年度施行状況調査について

平成 28 年度施行状況調査については、昨年とほぼ同様の調査内容について関係省庁に報告を求め、以下のとおり取りまとめた。改正個人情報保護法が平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されたことを踏まえ、対象期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 29 日までとしている。

なお、改正個人情報保護法の全面施行により、施行状況の公表に関する規定は廃止され、年次報告により公表することとなる。

2. 平成 28 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要（要約）

■第 1 章 国の個人情報の保護に関する施行状況

○平成 28 年度における施行状況調査時期のガイドラインの状況

各省庁が定めていたガイドラインについては、委員会ガイドラインに一元化

○個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使

勧告 0 件、助言 0 件、報告の徴収 6 件

○平成 29 年 5 月 29 日現在、主務大臣が認定した認定個人情報保護団体数

45 団体（図 1）

○改正個人情報保護法等の全面施行に向けた準備に係る取組状況

平成 29 年 5 月 30 日の改正個人情報保護法の全面施行に向け、個人情報の保護に関する基本方針の変更、個人情報保護法に関する政令・委員会規則の整備、個人情報保護法に関するガイドライン等の整備等の取組を行った。（平成 28 年度個人情報保護委員会年次報告の内容を再掲。）

■第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

○地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた個人情報に関する苦情相談の件数
合計 4,382 件

○事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数
合計 263 件

○認定個人情報保護団体の取組として実施した苦情の処理等
合計 456 件

■第3章 法施行後12年間（平成17～28年度）の施行状況の傾向

○個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向（図2）

平成17年度から平成28年度の12年間で、8件の勧告、326件の報告の徴収、3件の助言を実施。報告の徴収の各年度件数は、全体として法施行以降減少している。

○個人情報に関する苦情相談件数（図3）

個人情報に関する苦情相談件数は近年は若干の増加傾向にあったが、全体として法施行以降は減少している。

図1 事業等分野ごとのガイドラインの策定数と認定個人情報保護団体の認定団体数

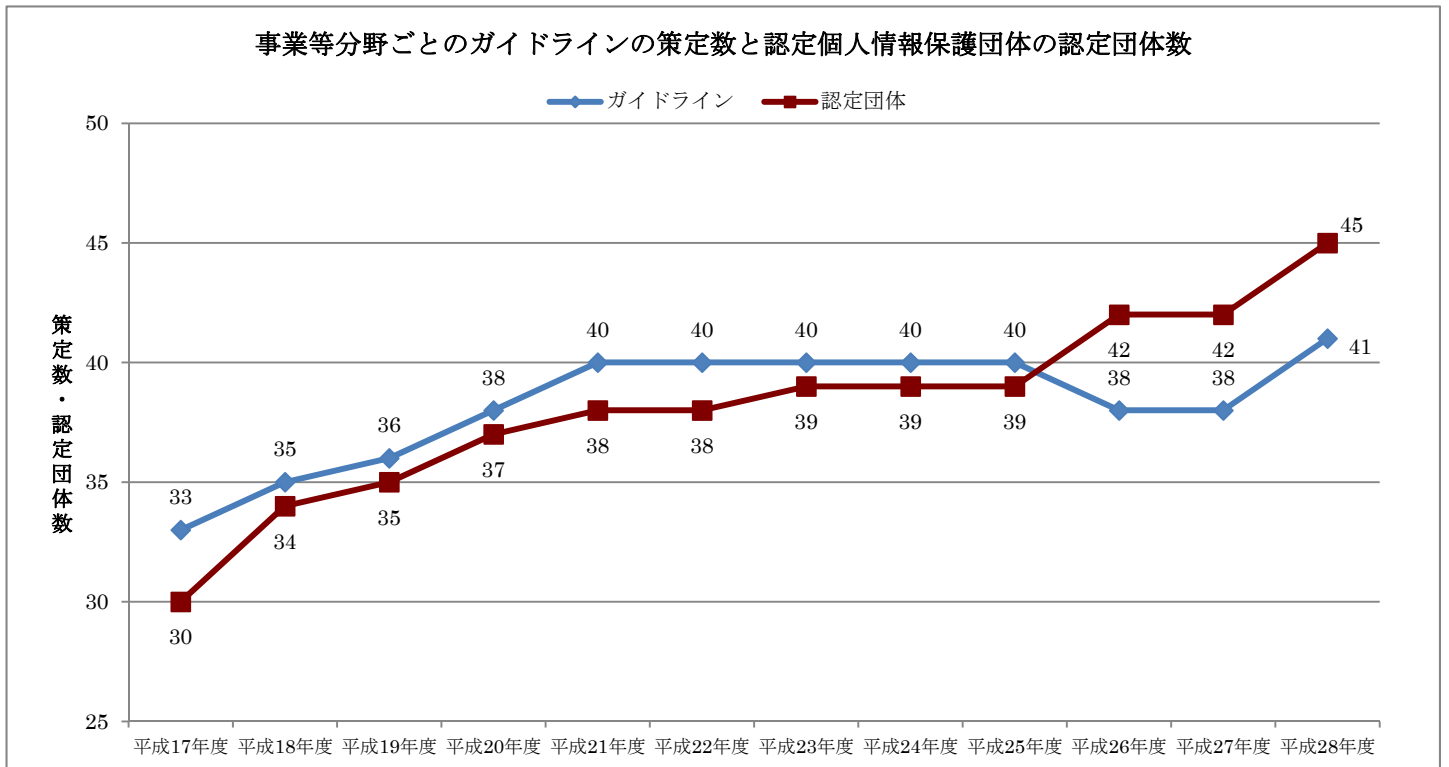


図2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の件数

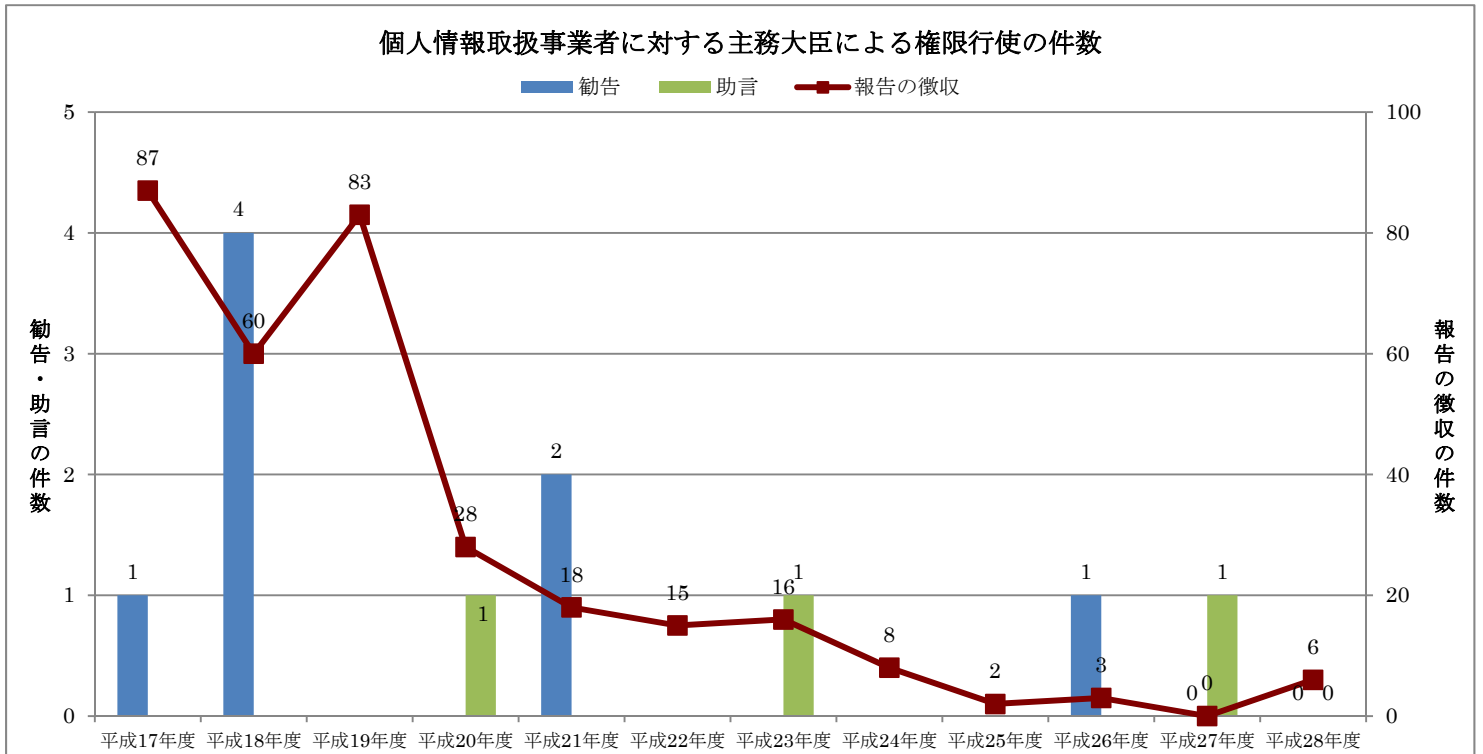


図3 個人情報に関する苦情相談件数と個人情報の漏えい事案件数

